

## 「市民」の定義について

### ① - 1 市民を狭義に定義し、事業者等を含まず規定する例

#### 四日市市市民自治基本条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者をいいます。
- (2) 市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者をいいます。
- (3) 事業者 本市の区域内に事業所、営業所その他の施設を設置し、事業活動を行うものをいいます。
- (4)～(8) 略

### ① - 2 市民を狭義に定義し、事業者等を含まず規定する例

#### 豊島区自治の推進に関する基本条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 豊島区の区域内(以下「区内」という。)に住む人をいう。
- (2) 区民 前号に掲げるもの又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。
- (3) 事業者等 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。
- (4)及び(5) 略

#### 参考) 事業者等の位置付けについて

自治体により、事業者等の位置付けに対する考え方が異なっており、それぞれの立場での考え方は以下のとおりとなっている。

#### ○事業者等と区民を分けし、定義する理由

“豊島区”の場合（「豊島区自治の推進に関する基本条例」解説より）

「住民」・「区民」は「自然人」に限定し、自治に関わる権利・責務の主体性を明確にする。

#### ○事業者等を「市民」と定義する理由

“札幌市”の場合（「自治基本条例」に関する報告書より）

「個人だけでなく、町内会、ボランティアグループや NPO、企業などの法人・団体も、まちづくりを進めていく重要な存在」であるため

### ②最も一般的な定義の例

#### 名張市自治基本条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内で住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。
- (2)及び(3) 略

### ③市民に活動者の概念を含み、規定する例

#### 札幌市自治基本条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

2及び3 略

### ④市民を広義に定義し、規定する例

#### 善通寺市自治基本条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 市民 市内に住み、働き、学ぶ者等生活の関りを有するすべての者及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。
- (2)～(5) 略